クラブ会則

第1条（定義）

本会則は、フィットネスクラブ「ＩＮＳＰＡ」・「ＣＡＬＤＯ」・「Ｈ！Ｍ」・「Ｍａｐｉｌａ」・「ＣＡＬＤＯ　ＦＩＴＳ」（以下総称して「本クラブ」という）の会員及び会員であった方（以下総称して「会員」という）並びに本クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条（運営・管理）

本クラブは株式会社ＩＮＳＰＡ及び株式会社ＩＮＳＰＡが管理運営を委託した会社（以下「会社」という）が運営・管理を行います。

会社は運営上または安全管理上、営業時間、休館日、サービス内容、スタジオプログラム、インストラクター、利用方法、その他施設の運営に関する事項を変更する場合があります。変更を行う場合は、原則として事前に会員へ告知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第3条（目的）

本クラブは、会員が本クラブ施設を利用することによって、会員が追及する健康及び美容の維持、増進を図ることを目的とします。

第4条（会員制度）

1.本クラブは会員制とします。

2.本クラブに入会を希望される方は、本会則に基づく入会契約を会社と締結するものとします。本会則及び入会契約は会員として在籍する期間（及び退会後も本会則・入会契約が定める範囲）において有効とします。

3.会員は、入会する際に本クラブ店舗ごとに定められた会員種別を選択し、当該種別所定の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。

4.本クラブは、会員の種別及びその内容を設定もしくは変更または廃止することがあります。

5.当社の施設を利用される方、または当社が提供するオンラインサービス（予約サイト・アプリ・会員限定コンテンツ等）を利用される方は、本規約に同意のうえ、会員登録を行う必要があります。

第5条（会員証）

1.本クラブは会員に対し、会員証を発行します。

2.会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなくてはなりません。

3.会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

4.会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きをしなければなりません。

5.会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返却しなければなりません。

4項ならびに5項の対象はINSPA横浜店、カルド五香店、カルドせんげん台とする。

6.施設利用・オンライン利用ともに、1人1アカウントを原則とします。

第6条（ビジター）

1.会員以外の方(以下総称して「ビジター」という)は、以下の条件を全て満たす方に限り、店舗施設を利用することができます。

①第8条の会員資格に準じる方

②本クラブ利用に際し、利用料をお支払いいただいた方

2.ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

第7条（施設の利用）

会員は、別途定める会員種別ごとの内容でのみ本クラブを利用できるものとします。なお、自らの種別以外の内容で本クラブを利用する場合は別途料金を支払うものとします。

第8条（入会資格）

1.本クラブの入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。

①本クラブ会則及び諸規定を遵守される方

②本クラブの店舗ごとに定めた年齢以上の方。

ただし、未成年者の場合、入会についてその親権者の同意のある方

なお16歳未満の方の入会については、INSPA横浜店のみを対象とし、会社が単独での入会を承認した場合を除き、親権者もしくはそれに相当する成年の方が本クラブ会員で在籍していることが条件となります。

③暴力団または反社会的な組織の関係者でない方

④刺青（ファッションタトゥーを含む）のない方、またはクラブ施設内での活動に於いて刺青が他の会員に見えないよう適切な措置を取れる方

⑤医師等により運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられていない方

⑥心臓病、高血圧症、精神病及びこれに類する疾患のない方

⑦妊娠していない方

⑧感染症及び感染性のある皮膚病のない方

⑨スポーツクラブ等、会員制の団体より除名等の処分を受けたことのない方

⑩その他、本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方

2.前項各号の要件を欠く方であっても、本クラブまたは会社の判断により入会を認める場合があります。

第9条（入会手続）

1.会員の資格は、所定の手続きを行い、それに伴う本クラブの入会承認を得たうえで、所定の費用の払い込みを本クラブが確認したときに発生します。

2.未成年者が本クラブに入会するときは、その入会希望者の入会に同意した親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

第 10 条(入会金・諸会費)

1. 入会金及び事務手数料、システム登録料、月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、トレーニング料、営業管理費(以下総称して「諸会費」という)は本クラブまたは会社が別に定めます。
2. 諸会費は、会員が本クラブの施設等を利用する権利または会員資格を維持する権利を取得・保持するために支払うものであり、所定の期日までに納入していただきます。
3. 本クラブでは、一部レッスン料、トレーニング料について予約制を導入する場合、別で定める方法にて事前決済いただくものとします。予約を解除するには、本クラブが別途指定する期限までに所定の手続きをとる必要があります。利用者が本クラブの指定する期限までに解除手続きを行わなかった場合、プログラムの参加有無にかかわらず、利用料が発生し、プログラムに参加したものとして取り扱われます。

第 11 条（諸会費の決済）

1. 会員は本クラブ利用にあたり本クラブまたは会社が定める金額の諸会費を、口座振替の方法によって毎月 27 日に支払うものとします。
2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。
3. 諸会費は月単位で生じるものとします。
4. 諸会費決済が行われていない会員に対して、本クラブは決済が完了するまで一時的に本クラブの全部または一部施設の利用を差し止めることができるものとします。

第 12 条（損害賠償責任）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難、傷害その他の事故については、本クラブまたは会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブまたは会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本クラブまたは会社は一切その責を負いません。

第 13 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブもしくは会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 14 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。
なお、第 3 号および第 5 号の事由による資格喪失については、第 17 条に定める違約金の支払いは発生しないものとします。

①第 17 条の退会手続きが完了したとき
②第 15 条により本クラブまたは会社に除名されたとき
③会員本人の死亡について、本クラブまたは会社に届出があったとき
④第 8 条に定める入会資格を欠いたとき
⑤運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

第 15 条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブの判断でその会員を本クラブから除名することがあります。会員は除名された時点で会員の資格を喪失し、入会金、諸会費等に関する一切の金銭の返却はしないものとします。

①本クラブの会則または本クラブまたは会社が定めた諸規則に反する行為があった場合
②本クラブの名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合
③本クラブの施設等を故意または重大な過失により損壊した場合
④法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合
⑤危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合
⑥その他本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが判断した場合

第 16 条（休会）

1. 会員が自己都合により本クラブを利用できない場合は、毎月 10 日（応当日が休館の場合は前営業日）までに会員本人が会社指定の休会届を提出することにより、翌月 1 日を始期として月単位で休会ができるものとします。電話・Web メール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。
2. 入会時等における当社が指定する割引等のキャンペーンが適用される会員については、当該キャンペーンが適用される条件として会社が定める在籍期間中は、休会をすることはできない。ただし、医師の診断書の提示による傷病を理由とする場合は連続 3 ヶ月間の休会を認める。
   電話・Web メール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。
3. 休会届を提出した会員は、会員資格の継続のために、本クラブ店舗が別に定める金額を支払うこととします。
4. 会員は休会期間中の途中復会はできません。施設利用する際は、ビジター利用とする。
5. 休会期間は最大で 3 ヶ月間とし、期間経過後は自動的に元の会員種別へ復帰するものとします。
   その他、本クラブ店舗が異なる期間を定める場合、最大期間は会社が定める期間とします。
6. INSPA 横浜店については、休会制度がございません。せんげん台店および五香店については、2 項および 4 項の適用対象外となります。

第 17 条（退会）

1. 会員が自己都合で退会する場合は、毎月 10 日（応当日が休館の場合は前営業日）までに本クラブが規定する退会届の提出による退会手続きを完了させた場合に、当該月末をもって退会とします。電話・Web メール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。
2. 退会届の提出が第 1 項所定の期日を過ぎた場合には、翌月月末日をもって退会となります。
3. 退会月の諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。
4. 在籍継続期間を条件として諸会費の割引特典の適用を受けた会員が、当該在籍継続期間に係る条件を充たす前に退会となった場合又は除名された場合当該特典は無効となります。この場合、会員は本クラブに対し、別途定める所定の違約金を支払うものとします。
5. 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費ならびに違約金に未納金がある場合には退会後であっても全て完納するものとします。

6.会員が諸会費を 3 ヶ月以上滞納し、本クラブまたは会社から催告を受けたにもかかわらず支払わない場合には、退会とします。
7.会員が死亡した場合、会員資格を喪失するものとし、会員の法定相続人又はこれに準ずる者で当社が認める者（以下「親族等」）が、当社が別に定める方法により退会手続きを行うことで退会完了とします。なお、退会日は、当社が親族等から会員が死亡した旨の連絡を受けた日とし、当該退会日までは、施設利用契約に従って、自動的に更新及び継続されるものとします。

第 18 条(会費の返金)
1.一旦納入いただいた諸会費は、本会則、入会契約もしくは法令の定めまたは本クラブまたは会社が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返金いたしません。
2.会員が入会後、第 4 条に定める入会契約所定の利用開始日以前に入会取り消しの申し出をする場合は、本クラブの定めたキャンセル料を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。
3.会員が諸会費を複数月前払いしている場合において、その期間中に退会した場合の諸会費返金については、本クラブまたは会社が別途定める基準によるものとします。
4.妊娠を理由に退会する場合には、母子健康手帳を提示した日を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。手元に母子健康手帳が無い場合は、通常通り退会手続きを行い、所定の期日内に母子健康手帳を提示した場合に限り、退会手続きを行った日を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。
5.傷病を理由に退会する場合には、その届出日(運動の禁止または運動不能であることを証明する医師の診断書を提示していただきます)を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。

第 19 条（変更手続）
会員が会員種別の変更を希望する場合には、毎月 10 日（応当日が休館の場合は前営業日）までに本クラブ指定の変更届を提出するものとし、翌月 1 日からの変更となります。
電話・Web メール・本クラブまたは会社が規定する書式でない文書での申し出はこれを認めません。

第 20 条（諸規則の遵守）
会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設利用約款を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従っていただきます。
第 21 条（変更事項の届出）
会員は入会時の登録内容に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。

第 22 条（店舗の閉鎖・休業）
1.次の各号に該当し施設の利用に支障が生ずる場合には、本クラブまたは会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。
①法令が制定・改廃されたことにより、施設の利用に支障が生じたとき
②気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
③施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき
④安全を維持できない等クラブが必要と判断した場合

⑤経営上必要があると認められたとき
⑥その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本クラブまたは会社が判断したとき。

2.あらかじめ閉鎖・休業が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

3.本条に基づく休業期間が15日を超えた場合には、当該休業期間の日割相当分の支払済み会費を以後の会費に充当することとします。

第23条（店舗統合に伴う会員の移籍）

1.会社が運営する店舗間での統合が行われ、会員が通常利用している店舗（以下、「在籍店舗」という）が閉店する場合、当該会員は統合先の店舗へ自動的に移籍するものとします。移籍を希望しない会員は、所定の期日までに在籍店舗での退会手続きを行う必要があります。

2.移籍または退会に関する手続きは、会社が定める通りに行われます。会社は、店舗統合および会員移籍に関する情報を、ホームページの記載、館内掲示、メールやＳＮＳを通じて会員に通知します。

第24条（放置物の取り扱い）

1.本クラブにおける退会・除名、契約ロッカー解約後の放置物、または会員・利用者の遺失物について、会社は1ヶ月間保管するものとし、その間に受取りが無い場合、会員は一切の権利を放棄したものとし、会社にて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、会社は上記期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

2.本クラブ店舗内で遺失物を拾得した会員は、会社に当該遺失物を引き渡したことをもって、当該遺失物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第25条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第26条（諸会費等の変更）

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸会費を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。

第27条（通知方法）

本クラブまたは会社から会員に対する通知は、会員から届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。

第28条（会則の改定）

1.会社は必要に応じて本会則及びその他会社が定める諸規則を改定することができます。

2.改定された会則は本クラブ所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後当該告知がされた本クラブの全会員に適用されるものとします。

第29条（告知方法）

本会則及び本クラブまたは会社の定める諸規則に関する告知は、ＨＰ及び本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。

第30条（会員管理システム及び会員ポータルサイト）

1.当社のサービスは、本規約に含まれるサービス利用規約およびサービス利用条件を十分に理解し同意いただくことによってご利用いただくことができます。会員はサービスの利用、サービス利用の休会、サービス利用内容の変更、解約等、当社が定める方法に従って申し込み手続を行うものとします。

2.当社のサービスを利用する上での会員ID(メールアドレス)およびパスワードの管理については、会員が責任をもって行うものとし、会員が会員IDおよびパスワードの管理を怠った故に発生するいかなる損害、第三者による会員IDおよびパスワードの不正利用において発生するいかなる損害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。また、会員は会員IDおよびパスワードを登録する場合、正確な情報を登録し、常にその登録内容が最新のものとなるよう、当社が定める方法に従って適宜修正を行うものとします。

3.当社は、会員IDおよびパスワードの不正利用を確認した場合、会員、登録者、登録情報に含まれる担当者による事前承諾を得ることなく、その会員IDおよびパスワードの利用を停止または削除することができるものとします。また、その際に会員、登録者、登録情報に含まれる担当者、およびその他の第三者に発生するいかなる損害においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

4.当社のサービスを利用するために必要な携帯電話機やコンピュータおよびその備品に関わる費用、メール受信やWeb閲覧に必要な通信料金は会員が負担するものとします。

5.会員は、当社が必要に応じてサービス利用に関する案内、確認、催促、サービスの利用およびその申し込みに関わる契約情報の通知等を、会員情報として登録された電子メールのアドレスに対して行うことを承諾するものとします。会員は、各種通知を遅延なく閲覧してください。

6.当社からの電子メールは会員情報として登録した電子メールのアドレスに到着することを保証するものではありません。送信先の電子メールアドレスやインターネットの環境やメールアドレスの誤記等、当社の責に基づかない事由により、当社が送信したメールが送信先に届かなかった場合、会員、登録者、あるいは第三者が受けた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

2016年　9月 1日 改訂
2023年　4月 1日 改訂
2023年 11月 1日 改訂
2024年　6月 1日 改訂
2024年 10月 1日 改訂
2025年 11月 1日 改訂
2026年　1月 1日 改訂
2026年 11月 1日 改訂

施設利用約款

第１条（適用）

本利用約款は株式会社ＩＮＳＰＡ及び株式会社ＩＮＳＰＡが管理運営を委託した会社（以下「会社」といいます）が管理運営するフィットネスクラブ「ＩＮＳＰＡ」・「ＣＡＬＤＯ」・「Ｈ！Ｍ」・「Ｍａｐｉｌａ」・「ＣＡＬＤＯ ＦＩＴＳ」（以下「本クラブ」と総称し、本クラブの施設を「本施設」といいます）の施設利用者（本施設の業務に従事する者を除いた、施設内に入館したすべての方をいいます）に対して適用されます。

第２条（利用資格）

本施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

①本クラブの会員、または会則等の諸規則に基づいて利用が認められた方。

②施設利用に支障がない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。

第３条（利用の方法）

1. 施設利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するときに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。
2. 施設利用者は、施設の利用にあたり、本クラブの諸規則及び本施設に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
3. 施設利用者は、本施設の利用にあたり、本クラブの指導員または従業員の指示があった時はそれに従わなければなりません。
4. 利用の方法は当クラブごとに定めるものとし、管理運営上の諸事情やサービス向上のため、変更する場合があります。

   ①前項の変更を行う場合は、原則として事前に会員へ告知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第４条（利用可能日時）

本クラブ施設の利用可能な日時は、本クラブが本施設ごとに別途定める営業日・営業時間とします。

1. 管理運営上の諸事情やサービス向上の一環として、営業時間・休館日の変更または臨時休業をする場合があります。

   ①前項の変更を行う場合は、原則として事前に会員へ告知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第５条（マシンピラティスレッスン予約）

1. レッスン予約

   ①利用者は、スタジオ内におけるインストラクターによるマシンピラティスのサービスに参可するには、あらかじめ所定の手続きを行ってレッスンの予約を行う必要があります。予約なしにレッスンに参加することはできません。ただし、予約を不要とする店舗においては、この限りではありません。

②所属店は、利用者の 1 日あたり又は一定期間あたりの受講可能クラス数・種類等を制限する場合があります。

③所属店のレッスン予約は、スケジュール公開日から可能です。所属店以外のレッスン予約は 3 日前から可能です。

2.予約キャンセル、ペナルティ

①利用者は、予約したレッスンをキャンセルする場合、所定のキャンセル手続きを行う必要があります。

②規定のキャンセル可能時間を過ぎてレッスンをキャンセルする場合、 1 回分のレッスンを受講したものとみなされます。

③予約したクラスをキャンセルすることなく不参加だった場合、 1 回分のレッスンを受講したものとみなされます。

④直近 30 日間のうち、3 回レッスンを無断でキャンセルした場合、その後 10 日間は予約不可とさせていただきます。

3.チケット購入、返金

①月会費(契約プラン)とは別にチケットを購入することで、追加レッスンを受講いただくことが可能です。(契約プランのレッスン予約可能枠数を超えて追加予約が可能です。)

②チケットの有効期限は購入日から 30 日間です。

③購入いただいたチケットは、法令の定めまたは本クラブが認める止むを得ない理由がある場合を除き、未使用分を含めて返金はいたしかねます。

④予約されたレッスンを規定のキャンセル可能時間までにキャンセルすることなく不参加だった場合、1 回分のレッスンを受講したものとみなされます。(無断キャンセルとしてチケット消化されます)

⑤チケットの譲渡はできません。

第６条（利用の禁止）

１．第２条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、本クラブの施設を利用できません。

①本クラブの諸規則に違反し、または違反するおそれのある方

②本クラブの名誉または信用を傷つけ、または傷つけるおそれのある方

③本クラブの秩序を乱し、または乱すおそれのある方

④伝染病その他第三者に感染するおそれのある疾病に罹患している方

⑤暴力団関係者または反社会的な組織の関係者の方

⑥刺青（ファッションタトゥーを含む）のある方で、クラブ施設内での活動時に刺青が他の会員に見えないよう適切な措置を取れない方

⑦医師等により運動を禁じられている方、または妊娠されている方

⑧一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方

⑨飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方

⑩その他、本クラブが施設利用を適当ではないと認める方

２．但し、各号のいずれかに該当する方であっても、本クラブの判断により利用を認める場合があります。

第７条（禁止行為）

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

①第三者や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること

②第三者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為

③第三者や施設スタッフに物を投げる、壊す、叩くなど、恐怖を感じさせる危険な行為

④第三者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー行為

⑤第三者や施設スタッフに対し、大声や奇声を発し、行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為

⑥本クラブの施設・器具・備品の損壊や落書きや造作、備品の持ち出しをすること

⑦痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為

⑧無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や、指定場所以外での携帯電話の使用

⑨物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動

⑩高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み

⑪刃物など危険物の館内への持ち込み

⑫その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為（カスタマーハラスメントに該当する行為を含むが、この限りではない）

第８条（施設からの退去）

施設利用者は、以下の場合に本クラブの指導員または従業員より施設からの退去を求められた時は、それに従わなければなりません。

①本利用約款に違反し、または違反するおそれのある場合

②本クラブの施設内における秩序を乱し、または乱すおそれのある場合

③その他本クラブが必要と認めた場合

第９条（私物の管理）

1.施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。
施設利用者は、施設内のロッカーを使用する場合、ロッカーの鍵を自ら保管するものとします。
また、本クラブはロッカー内収容物の保管について何らの保障もしません。

2.施設利用者は、本クラブ付属の個人記録をクラブ内に留置く場合、その管理責任を自ら負うものとします。
本クラブは保管される個人情報に関しての保障は行いません。

2016年　9月 1日 改訂
2024年　6月 1日 改訂
2026年　1月 1日 改訂
2026年　6月 1日 改訂
2026年 11月 1日 改訂